

南富良野町森林・林業見聞助成事業実施要綱

令和7年5月12日要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の森林や林業に興味があり、将来的にそれらを活用した起業及び町内事業所への就業等を検討している者に対し、町内の森林・林業の現状を見聞するために南富良野町を訪問することに係る費用を助成することにより、森林・林業分野に関連した移住定住の促進及び関係人口の創出に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 南富良野町外に在住し、第5条に規定する助成金の申請時に満40歳未満である者。
- (2) 来町した際に南富良野町職員等による森林・林業に関するレクチャー及び現地見学に参加することができる者。
- (3) 南富良野町暴力団排除条例（平成24年南富良野町条例14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
- (4) 過去に、この要綱に基づく助成金の交付を受けていない者。
- (5) その他町長が対象者として適当と認めた者。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、最も経済的又は合理的な経路及び方法による対象者の自宅から南富良野町役場までの交通費とし、本事業の前後で対象者の自宅及び南富良野町役場以外を経由する場合には、当該経路に係る交通費は対象外とする。

2 本事業に際して対象者が宿泊を伴うものについては、宿泊費とする

(助成金額)

第4条 前条第1項に定める費用については、公共交通機関等を利用した区間については現に支払った旅客運賃等の全額とし、自家用車又はレンタカーを利用した区間については、公共交通機関等で代替できる区間においては、当該区間の最も経済的な方法による旅客運賃等の全額とし、公共交通機関等で

代替できない区間においては、1キロメートルにつき20円とする（路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）。

- 2 前条第2項に定める費用については、1泊を限度として宿泊費用の全額とする。ただし、1万円を上限とする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南富良野町森林・林業見聞助成事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）申請者の現住所が確認できる書類（運転免許証等）の写し。
- （2）助成対象経費の確認できる書類（公共交通機関等の運賃表、経路及び距離を示した図面等）
- （3）その他町長が必要と認める書類。

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認める場合は、南富良野町森林・林業見聞助成事業交付決定（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、南富良野町森林・林業見聞助成事業変更承認申請書（様式第3号）により、変更に係る関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があつたときは、その内容を審査し、変更が適当と認める場合は、南富良野町森林・林業見聞助成事業変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 変更に伴う助成金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行うものとする。

（中止の届出）

第9条 申請者は、事業を中止しようとするときは、速やかに南富良野町森林・林業見聞助成事業中止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町森林・林業見聞助成事業中止承認通知書（様式第6号）により助成金交付決定の取り消しを申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、本事業により南富良野町を訪れた日から30日以内に南富良野町森林・林業見聞助成事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 公共交通機関等を利用した場合は、その領収書又は旅客運賃等の支払いが確認できる書類。ただし、領収証等の発行が困難な場合はこの限りではない。
- (2) 宿泊を伴った場合は、その領収書又は宿泊費の支払いが確認できる書類。
- (3) その他町長が必要と認める書類。

(助成金額の確定)

第9条 町長は前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町森林・林業見聞助成事業助成金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 申請者は、前条の規定による助成金の交付額の確定後速やかに、南富良野町森林・林業見聞助成事業請求書(様式第9号)により町長に助成金を請求するものとする。

2 町長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し又は返還)

第11条 次の各号に該当する場合は、町長は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を申請者に命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請やその他不正の手段により交付決定及び補助金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) その他、法令等又はこの要綱の規定に違反していると町長が認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項

は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は公布の日より施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。